

第6章 再犯防止推進計画

1 計画策定の背景と趣旨

全国の刑法犯の検挙者数や、刑法犯検挙者中の再犯者数は毎年減少している一方で、初犯者数が大幅に減少していることもあり、再犯者率は高止まりしており、再犯を防止することが重要な課題となっています。

過去、平成16年から平成17年にかけて重大再犯事件が続出し、出所者の再犯防止が課題となっていたことから、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年）、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年）、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」（平成28年）など、国では様々な取組を行ってきました。

また、平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」が成立し、国が「再犯防止推進計画」を策定すべきことや、地方公共団体にも再犯防止に取り組む責務が示されたほか、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務として位置づけられました。

こうした背景の下、本市では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することで、市民の犯罪被害を防止することを目的とした「大田原市再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指していきます。

2 施策の展開

施策1 就労・住居の確保への取組

(1) 就労の確保等

《現状・課題》

現状として刑務所に再び入所した者のうち約7割は、再犯時に無職であった者です。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。

しかし、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、犯罪をした者等の中には、障害を抱えていて、就労や就労定着が難しい者が少なからず存在することなどの課題があります。

■具体的な取組

取組	内容	担当課
生活困窮者自立支援事業による支援	生活困窮者自立支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。また、公共職業安定所等と連携し、就職及び就労の定着を図ります。	福祉課
就労を希望する障害者等に対する支援	就労を希望する障害者等が抱える課題に応じ、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、基幹相談支援センター等と連携しながら、就業や生活面での支援を行います。	福祉課
就労定着支援等による障害者等への就労支援	就労継続支援や就労定着支援等による障害者等への就労支援を行います。就労機会を提供し、能力等の向上のための訓練を行うとともに、就労の継続及び定着を図るため、相談、指導及び助言等の支援を行います。	福祉課

(2) 住居の確保等

《現状・課題》

刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの者の再犯に至るまでの期間が、帰住先の確保されている者と比較して短いことが明らかとなっています。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であって、再犯防止を図る上で最も重要です。

■具体的な取組

取組	内容	担当課
公営住宅の情報提供等	公営住宅の募集状況について、市広報紙や市ホームページ、窓口等において情報提供を行います。矯正施設等出所者で帰住先がない人に対し、公営住宅への入居は、その人の状況に応じて対応します。	建築住宅課

施策2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

(1) 高齢者や障害のある人等への支援

《現状・課題》

矯正施設を出所する場合、福祉的な支援が必要である者は、本人の希望等により、宇都宮保護観察所や矯正施設、栃木県地域生活定着支援センター、その他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行い、保健医療や福祉サービスの支援を受けることができます。

しかし、保健医療や福祉サービスを受けられるにもかかわらず、その手続を行わない者もいるため、地域社会に復帰し自立した社会生活を営むために必要となる保健医療や福祉サービス等、適切な支援につなげていくことが大切です。

■具体的な取組

取組	内容	担当課
地域包括支援センター事業	市内3か所の地域包括支援センターにおいて、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが中心となって、高齢者への総合的な相談支援を行います。	高齢者幸福課
基幹相談支援センター事業	基幹相談支援センター及び障害者相談支援センターにおいて、障害のある方・保護者・介護者等の相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助等を総合的にを行います。	福祉課
民生委員児童委員による相談対応	民生委員・児童委員が、地域住民からの相談に対し、社会福祉の精神をもって住民の立場で相談に応じ、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行います。	福祉課

取組	内容	担当課
成年後見制度の利用促進	成年後見人等と任意後見人が、それぞれが持つ権限に基づいて、ご本人の不動産や預貯金などの財産を管理し、またご本人のご希望や生活の様子から必要な福祉サービスや医療に関する契約、代金の支払いを行うなどご本人の生活を支援する成年後見制度の利用の促進を図ります。	高齢者幸福課 福祉課 社会福祉協議会
生活保護制度	資産や能力、その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する出所者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援します。	福祉課

(2) 薬物依存者等への支援

《現状・課題》

薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者であることから、専門的プログラムの実施といった改善更生に向けた指導を充実させるとともに、薬物依存症からの回復に向けて、保健医療機関等につなげるための支援に取り組んでいます。

しかし、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、いまだ十分とは言い難い状況にあり、保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移しています。また、大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その7割を30歳未満の者が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大しているなどの課題もあります。

引き続き、保健医療機関等との連携を強化しながら、再犯防止等に向けた取組を進めていく必要があります。

■具体的な取組

取組	内容	担当課
薬物乱用防止啓発	市内小中学校等での啓発教室、関係機関等と連携した各種イベントでの展示や啓発品の配布等による啓発、ウェブサイト等での広報等を実施します。	健康政策課
精神保健福祉相談	精神障害者（依存症含む）やその家族等に対し、適切な医療の提供や社会復帰、自立した地域生活を送るための相談助言・訪問指導の他、自立支援医療費（精神通院医療）、精神障害者保健福祉手帳制度、障害福祉サービス等の申請受理、利用相談等を行います。	健康政策課 福祉課

施策3 学校等における修学支援の実施等への取組

《現状・課題》

我が国の高等学校進学率は98.8%であり、ほとんどの者が高等学校へ進学する状況にありますが、その一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退している状況です。

国においては中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者に対する就労等支援を実施してきましたが、今後は、これまで以上に学校、家庭、地域における非行の未然防止に向けた取組や、犯罪をした者等の継続した学びの支援等が求められています。

小・中学校における非行の未然防止に向けた取組や、継続した学びや進学、修学のための支援等が重要です。

■具体的な取組

取組	内容	担当課
スクールソーシャルワーカー配置事業	不登校やいじめ、問題行動、虐待（ヤングケアラーを含む）等の背景には、子どもを取り巻く環境が大きな影響を与えており、早期対応はもちろんのこと、関係機関や専門家等も加わったチームを編成し、その環境改善を図る必要があります。教職員等への研修や、ケース会議でのアセスメント及びプランニングの支援、教職員や支援人材と関係機関等とのネットワークの構築による子ども・保護者への支援体制の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置します。	学校教育課
スクールカウンセラー配置事業	不登校やいじめ、問題行動、虐待（ヤングケアラーを含む）等に係る心理的ケア及び対応にあたって、児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置します。	学校教育課
教育支援センターの相談事業	学校に行けず家で過ごしている小中学生を対象に「オープンスペース ひまわりるーむ」では、家から一歩踏み出して、家族以外の人と関わることを目指すための居場所として開設しています。また、不登校の小中学生の子育てをしている保護者の不安や悩みについて、相談や情報交換ができる「保護者の会」を開催しています。	学校教育課

取組	内容	担当課
学校との連携強化	学校に在籍している保護観察対象者に関して、学校、保護司会、宇都宮保護観察所等が連携を強化するため、その協力体制の構築に努めます。	学校教育課
青少年の健全育成	関係機関・団体との連携協力を図りながら、青少年の非行防止に努めます。	学校教育課

施策4 民間団体等との連携強化への取組

《現状・課題》

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく、地域で安定した生活を送るためには、宇都宮保護観察所といった国の機関や栃木県が設置している公的機関のほか、保護司会等の民間ボランティア団体との連携をさらに強化していく必要があります。

特に、本市における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司会、更生保護女性会の更生保護ボランティア等、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。

しかし、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより、再犯防止等に関する活動を促進する民間ボランティアの人材の安定的確保が難しくなっています。

また、自立が困難な矯正施設出所者等の円滑な社会復帰のためには栃木県地域生活定着支援センターや栃木県に所在する矯正施設、宇都宮保護観察所が連携し、矯正施設出所後、速やかに福祉サービス等を受けられるようにする必要があります。

さらには、非行少年の自立や立ち直りのためには、学校と保護司会、宇都宮保護観察所等が緊密に連携していく必要があります。

具体的な取組

取組	内容	担当課
民間協力者の活動支援	犯罪をした者等の立ち直りを支援する環境を醸成するため、保護司及び更生保護サポートセンターの周知や、保護司、更生保護女性会など更生保護ボランティアの活動に関する広報を充実し、社会を明るくする運動及び再犯防止の広報・啓発活動を通じて更生保護ボランティアの活動を支援します。	福祉課 社会福祉協議会
地域福祉活動の推進	地域住民にとって身近な社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携を図りながら、地域福祉活動を推進します。	福祉課 社会福祉協議会

施策5 広報・啓発活動の推進のための取組

《現状・課題》

再犯防止等に関する施策は、市民にとって必ずしも身近ではないため、市民の関心と理解が得にくいこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても市民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があります。

今後、再犯の防止等に関する施策を推進していくためにも、効果的な広報を実施する必要があります。

■具体的な取組

取組	内容	担当課
社会を明るくする運動	「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動であり、本市においても毎年7月の「社会を明るくする運動」の強調月間に関係機関や関係団体等と連携し行っています。 また、市内中学校の生徒を対象とし、「社会を明るくする運動」の作文を募集し、犯罪や非行のない明るい社会について考えるきっかけづくりを行っています。	福祉課
市広報紙、市ホームページ等による広報	「社会を明るくする運動強調月間」や「再犯防止啓発月間」等の更生保護・矯正行政に関する情報発信について、市広報紙、市ホームページなど多様な媒体を活用し、周知します。	福祉課